

箕面市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和7年度定期監査（各部局に対する定期監査）の結果について、同条第9項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月29日

箕面市監査委員 瀧 洋二郎
同 藤 田 貴 支



令和7年度
(2025年度)

定期監査報告書

(各部局に対する定期監査)

箕面市監査委員

定期監査

1 基準準拠等

この報告は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち定期監査監査計画及び令和7年度年間監査計画に則って監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）（箕面市監査基準第6条第2項の規定により併せて行う）。ただし、定期監査監査計画の監査の対象に記載する施設監査及び工事監査を除く。

3 監査の対象

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 市政統括 | 箕面広報室 |
| (2) 人権文化部 | 生涯学習・市民活動室 |
| (3) 市民部 | 窓口課 |
| (4) 地域創造部 | 箕面営業室、広域商工課 |
| (5) 健康福祉部 | 広域福祉課 |
| (6) みどりまちづくり部 | まちづくり政策室、農業振興室、用地室 |
| (7) 市立病院管理部 | 新市立病院整備室 |
| (8) 消防署 | 警防第一室、警防第二室 |
| (9) 教育委員会子ども未来創造局 | 学校教育室、児童生徒指導室
保育・幼児教育センター、保育幼稚園利用室
生涯学習・市民活動室 |
| (10) 選挙管理委員会事務局 | |
| (11) 農業委員会事務局 | |

※全部局室（課）等を対象として、リスクの内容及び程度、過去の監査の結果、その措置状況、監査資源等を勘案し、上記の室等を抽出した。

4 監査の実施場所及び日程

- ・市役所別館6階第3会議室及び監査委員事務局室
- ・令和7年11月19日から令和8年3月30日まで

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

6 監査の主な実施内容

本市の事務業務が法令及び例規に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とした。

監査の品質管理の向上及びリスク管理の観点から、各所管事業の中からリスクの重要度及び市民の関心度の高い事業を中心に抽出し、関係する書類を確認するとともに、対象部局に対して質問し、説明を求め、適法性、経済性、効率性、有効性、妥当性等を見極めることとした。

予備監査の結果を踏まえ、令和8年3月24日、令和8年3月30日に対象部局からの説明と監査委員との質疑応答の機会を設け、弁明、見解等を聴取した。

7 監査の結果

予算の執行その他財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていたが、依然として事務処理上の軽易なミスが散見され、また、是正、検討を要するものも見受けられた。

今年度の監査で各部局全般的に共通する事項については、次のとおりである。

文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起案文に、「理由、根拠法令等」が記載されていないケースが多く確認された。意思決定において、判断の理由や根拠を明確にすることは重要であり、市の文書管理ルールでも記載することが必須とされているため、記載漏れの少ないよう職員の意識向上に努められたい。 ・ 文書管理・電子決裁システムの使用において、「文書管理・電子決裁システム関連マニュアル」や「契約・検査事務に関する文書の取扱いについて」等を始めとする各種通知文のルールに基づき事務処理を行う必要があるが、未だ文書管理・電子決裁システムのルールの理解が不十分であり、適切な処理がなされていない文書が散見される。今一度、システム使用のルールを理解し、遵守するよう徹底されたい。
契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書について、市所定のひな形を使用しているが、契約内容の実態に合致していなかったり、仕様書の内容と矛盾していたりするものが見受けられた。ひな形については、デフォルトの全条項をチェックの上、合意した内容が契約条項に過不足なく反映されるよう、適用除外や一部削除など適切に加工した上で使用されたい。 ・ 契約の相手方から徴収が必要な文書について、既に提出されているにもかかわらず文書システムに登録されていないケースが多く確認された。特に、紙文書で提出された場合にその傾向が顕著であるため、文書管理システムにおける紙文書の取扱方法・処理方法についてルールを把握し、適切に処理するよう留意されたい。

補助金・ 交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金請求において、請求書記載の補助対象額の金額が、添付の事業計画書等の書類から判別できないものがあった。資料等から金額が確認できない場合や金額が一致しない場合は、請求者に訂正や追加資料の提出を求めるなどして、補助対象額の根拠を明確にされたい。 ・補助事業実績報告において、必須記載事項の記入漏れや添付書類の添付漏れ、実績報告書の記載内容が補助事業と一致しないなどの不備が散見された。補助事業の実績確認に当たっては、今一度補助金の申請内容を確認の上、提出物や事業実施内容など適切に遂行されているか確認されたい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便切手受払簿について、残高と受払簿の金額が一致しないケースはなかったものの、本年度の監査対象である18課室において所属長による定期的な残額チェックを行っていたのは、7課室に留まっていた。郵便切手受払簿は所属長の定期的な確認を必須とし、組織的なチェック体制の強化を図られたい。

以上を総論とし、以下、課室ごとに言及する。

箕面営業室	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設の開館時間等について、協定書の規定に基づき変更されたが、指定管理者のホームページに変更が反映されていなかった。施設利用者に不利益が生じないように、変更内容が適切に周知されているか、所管室においても確認されたい。
広域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの書類について、期限を超過してから提出がなされたため、市が提出の遅延理由書を求めたにも関わらず、未だ理由書が提出がされていない案件が見受けられた。遅延理由書の未提出が更なる事務執行の遅れを招いているので、事業者に早期の提出を求められたい。 ・実施方針により添付が義務付けられている挙証資料について、添付されていないケースが散見される。挙証資料の添付を徹底するか、実態に合わせて実施方針の挙証資料添付義務を廃止するか、いずれかの対応をすべきである。
まちづくり 政策室	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会の開催について、所定の要件を満たさない場合は開催自体が中止となる規定であるため、周知の際にはその旨も併せて知らせるべきである。
警防第一室 警防第二室	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実施計画において、教育実施後に作成が義務付けられている実施報告が一部作成されておらず、また、作成済の実施報告についても記載内容が不十分であった。教育実施後は、速やかかつ適切に実施報告を作成すべきである。

<p>学校教育室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員から教育委員会に提出を要する届出について、所定の提出期限超過後に届け出されているものが多く見受けられた。改めて各校に提出期限を周知し、期限前の提出を徹底するよう努められたい。
<p>児童生徒指導室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文書ファイルの名称に、数年前に廃止された協議会の名称を使用していたものがあつた。早急に文書ファイル名を改めるとともに、なぜ今まで名称変更がされなかったのか、十分な検証を行われたい。 ・助成金の手続きについて、訓令により第三者に「委任する」旨が定められているものがあつた。個人の意思表示である委任行為は、訓令の条項で代替不可能であるため、早急に訓令を改正されたい。 ・実行委員会について、規約により独立した任意団体として規定されているにもかかわらず、あたかも市の附属機関・諮問機関であるかのような取扱いがされていたものがあつた。実行委員会と市の業務については、明確に区分し対処するよう努められたい。
<p>保育幼稚園利用室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納付や督促に係る文書について、時効到達前に文書の保存期間が満了するものがあつた。当該文書は、時効相当期間（請求や時効中断の起算日等）の証拠となるため、早急に時効相当期間以上の文書保存期間に変更されたい。 ・所定の様式について、定められた項目を削除し使用しているものがあつた。様式の所定項目は任意に削除すべきものではないため、以後注意されたい。
<p>生涯学習・市民活動室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理において、指定管理者の代表者の変更があつた場合は10日以内に届け出る協定内容となっているが、変更が届けられていないものがあつた。協定により定められた事項については、期限を遵守し適切に対応するよう市、指定管理者双方が心掛けられたい。
<p>農業委員会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所定様式に記載されている規則からの引用条項が誤っていた。規則改正により生じた条項のずれが反映されていないものと推察されるため、以後は様式に引用する法令等の改正には留意されたい。 ・箕面市長が行った請求行為が、農業委員会の文書に登録されていた。市長部局と行政委員会は明確に権限が分けられているため、市長の行為はみどりまちづくり部農業振興室の文書に登録すべきである。

今回の監査対象部局においては、改めて今回の監査結果について再確認を行い、適正な事務処理に努めるとともに、監査対象以外の部局においても、監査結果を参照し事務執行について見直しを図られたい。

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋 二 郎

監査委員 藤 田 貴 支